

# ひょうご地域計画推進アドバイザー制度実施要領

## (目的)

第1 市町が地域計画の策定に取り組むに当たり、地域の話合い等を支援する人材を紹介するため、知事がひょうご地域計画推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を登録し、市町、市町農業委員会等（以下「市町等」という。）の要請に応じて紹介する制度を設ける。

## (定義)

第2 この要領においてアドバイザーとは、地域計画の策定に必要な地域での話合い、合意形成を促進する基本的スキル及び農業・農村振興施策に関する基本的知識を有し、併せて農業経営若しくは農村づくりに関する専門的知見等を有する人材であって、市町等を支援することができる者として、第4の第3項による知事の登録を受けた者をいう。

## (アドバイザーの役割)

第3 アドバイザーは、次の各号に掲げるいずれかの役割を担うものとする。

- (1) 地域の話合いのコーディネーター
- (2) 地域計画の策定に有効な国、県、市町その他関係機関の農業施策等の情報提供
- (3) 農村づくり、農業経営等に関する専門分野（土地利用（ローテーション）、獣害対策等）の助言
- (4) 地域の農業者、住民等の農業・農村環境及び地域課題に関する意向の把握
- (5) 地域計画素案作成の支援

2 アドバイザーは、前項の役割を果たすため、県が開催する研修への参加及び他のアドバイザーとの相互研鑽を通じて資質の向上を図るものとする。

## (登録)

第4 自らアドバイザーになろうとする者（以下「自薦者」という。）は、様式第1号を知事に提出するものとする。

2 アドバイザーに相応しい人材として推薦されようとする者（以下「被推薦者」という。）を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、様式第1号及び様式第2号を知事に提出するものとし、この場合にあっては、あらかじめ被推薦者の同意を得ておかなければならない。

3 知事は、前2項の規定に基づき申請のあった自薦者及び被推薦者のうち、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たし、及びアドバイザーとしての適切な活動が見込まれる者をアドバイザーとして登録するものとする。

- (1) 農林水産部農業経営課長（以下「農業経営課長」という。）が実施する「ひょうご地域計画推進アドバイザー登録事前研修」を受講した者又は申請年度内に受講する者
- (2) 農業経営課長が前号の研修受講者と同等の知識及び経験を既に身につけていると認める者

- 4 知事は、前項の規定に基づき登録を行った場合は、様式第3号により登録を受けた者に通知するとともに、推薦者に対してその写しを交付するものとする。
- 5 アドバイザーは、登録を受ける際に提出した様式第1号の内容に変更が生じたときは、30日以内に様式第1号に必要な修正を加え、知事に提出しなければならない。
- 6 アドバイザーの登録期間は、前項の通知を行った日から令和7年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することがある。
- 7 第1項及び第2項の申請は、この要領の施行後随時受け付けるものとする。

#### (登録の取消等)

- 第5 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該アドバイザーの登録を取り消すものとする。
- (1) 虚偽の申告その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
  - (2) 第6の各号に定めるアドバイザーが遵守すべき事項に違反したとき
  - (3) 罰金以上の刑に処せられたとき
  - (4) 死亡、海外転出等の事由により連絡が不通となったとき
  - (5) 第4の第5項の規定に基づく登録内容の変更手続を期日までに行わなかったとき
  - (6) その他本制度の信用を著しく損なう活動を行ったとき
- 2 アドバイザーは、アドバイザーとしての活動が不可能になった場合、速やかに様式第4号により登録の取消を知事に申し出なければならない。
- 3 知事は、前2項の規定に基づき登録を取り消したときは、速やかに様式第5号によりその旨を当該アドバイザーに通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けたアドバイザーは、速やかに第4の第4項により通知された文書を知事に返納しなければならない。

#### (アドバイザーが遵守すべき事項)

- 第6 アドバイザーは、以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 依頼された支援等に付随する営利行為の禁止
  - (2) 依頼された支援内容その他活動により知り得た情報の第三者への開示（当事者の了解を得た場合を除く。）

#### (登録簿の作成及び管理)

- 第7 農業経営課長は、知事が登録したアドバイザーに関する様式第1号の記載内容を一覽にした登録簿を作成するものとし、当該登録簿に掲載される個人情報漏洩することがないように適切に管理するものとする。
- 2 農業経営課長は、登録簿に記載された情報の全部又は一部について、アドバイザーの了解を得た上で、県のホームページ等により公表するものとする。

#### (利用の手続)

- 第8 アドバイザーを利用しようとする市町等（以下「利用者」という。）は、依頼する支援内容その他必要な事項について、アドバイザーとの間で直接交渉を行い、アドバイザ

一に支払う交通費、滞在費等に係る実費相当額及び謝金その他利用者が定める事項に関する契約を締結するものとする。

- 2 利用者は、希望するアドバイザーの連絡先等の情報が非公表とされている場合、農業経営課長から当該情報の提供を受けるものとする。この場合にあつては、利用者は当該情報をアドバイザーへの連絡以外に用いてはならない。
- 3 利用者は、アドバイザーに依頼した内容に関して、アドバイザーから必要な情報の提供を求められた場合、必要な調査を実施し、提供するよう努めなければならない。

(実績報告等)

第9 利用者は、アドバイザーを利用した実績について、翌年度の4月30日までに様式第6号により農業経営課長に報告しなければならない。

(その他)

第10 本制度を利用した個別の事案に係るトラブル等については、利用者及びアドバイザーが真摯に協議のうえで解決するものとし、県はこれに関与しないものとする。

- 2 本制度は、アドバイザーに対して県が活動の場を保証する制度ではない。

第11 この要領に定めるもののほか、アドバイザーの登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月3日から施行する。

(様式第1号)

兵庫県知事 様

## ひょうご地域計画推進アドバイザー登録申請書

氏名

ひょうご地域計画推進アドバイザー制度実施要領（令和5年3月3日付け農営第1552号通知）第4の規定に基づき、提出します。

① 氏名 <small>ふりがな</small>	
② 生年月日	年 月 日
③ 本人	住 所
	固定電話番号
	携帯番号
	E-mail
④ 所属先	名 称
	役職名
	住 所
	電話番号
	E-mail
⑤ 利用者からの問合せ連絡先 (どちらかを選択)	<input type="checkbox"/> 本人 又は <input type="checkbox"/> 所属先
⑥ 専門分野 (得意分野)	
⑦ 対象業務 (該当するものを全て選択)	<input type="checkbox"/> 地域の話合いのコーディネート <input type="checkbox"/> 地域計画策定に有効な国、県及び市町その他の関係機関の農業施策等の情報提供 <input type="checkbox"/> 農村づくり、農業経営等に関する専門分野（土地利用(ローテーション)、獣害対策等)のアドバイス <input type="checkbox"/> 地域の農業者及び住民の農業に関する意向を把握及び地域計画素案作成の支援 <input type="checkbox"/> その他 ( )

⑧ 対応可能地域 (該当するものを全て選択)	<input type="checkbox"/> 県下全域 <input type="checkbox"/> 神戸県民センター管内 <input type="checkbox"/> 阪神南・北県民センター管内 <input type="checkbox"/> 東播磨県民局管内 <input type="checkbox"/> 北播磨県民局管内 <input type="checkbox"/> 中播磨県民局管内 <input type="checkbox"/> 西播磨県民局管内 <input type="checkbox"/> 但馬県民局管内 <input type="checkbox"/> 丹波県民局管内 <input type="checkbox"/> 淡路県民局管内 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑨ 資格	
⑩ 過去の実績	

(注意)

・上記の内容については、ひょうご地域計画推進アドバイザー制度実施要領第7の1の規定に基づき、農業経営課長が作成する登録簿に記載します。

・また、以下の項目については、兵庫県のホームページ等により公表予定ですが、公表に同意しない項目があれば選択して下さい。(複数選択可) 公表に同意されなかった項目については、利用者から農業経営課に求めがあった場合に、本人に連絡・依頼等を行う用途に限定した上で提供します。

- ① 氏名     ② (生年のみ)     ④ 所属先の名称と役職名  
 ⑤ 利用者からの問合せ連絡先\*     ⑥ 専門分野     ⑦ 対象業務  
 ⑧ 対応可能地域     ⑨ 資格     ⑩ 過去の実績

※「⑤利用者からの問合せ連絡先」は、上記で選択された各々の区分について以下の項目を公表予定ですが、公表に同意しない項目があれば選択して下さい。(複数選択可)

- 本人     固定電話番号                      所属先     電話番号  
           携帯番号     E-mail  
           E-mail

(様式第2号)

兵庫県知事 様

## 推 薦 書

氏は、地域計画策定を支援するための能力を十分に有すると認められることから、兵庫県が実施するひょうご地域計画推進アドバイザーに推薦します。

令和 年 月 日

推薦者 所属 (住所)

役職

氏名

TEL

E-mail

(様式第3号)

農 営 第            号  
令 和   年   月   日

様

兵庫県知事

ひょうご地域計画推進アドバイザーの登録決定について

ひょうご地域計画推進アドバイザー制度実施要領（令和5年3月3日付け農営第1552号通知）第4の3の規定に基づき、下記のとおり、ひょうご地域計画推進アドバイザーに登録いたしましたのでお知らせします。

記

登録番号

登録年月日      年      月      日

(様式第4号)

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住所

氏名

TEL

E-mail

ひょうご地域計画推進アドバイザーの登録取消の申請について

令和 年 月 日付け 農営第 号により決定のあった下記登録については取り消したいので、ひょうご地域計画推進アドバイザー制度実施要領（令和5年3月3日付け農営第1552号通知）第5の2の規定に基づき、申請します。

記

登録番号

登録年月日 年 月 日



(様式第5号)

農 営 第            号  
令和   年   月   日

様

兵庫県知事

ひょうご地域計画推進アドバイザーの登録取消の承認について

令和   年   月   日付け申請のあった下記登録については、当該申請のとおり取り消すことに決定したので、ひょうご地域計画推進アドバイザー制度実施要領（令和5年3月3日付け農営第1552号通知）第5の3の規定に基づき、通知します。

記

登録番号

登録年月日      年      月      日

(様式第6号)

ひょうご地域計画推進アドバイザーの活用実績報告

年 月 日

兵庫県農林水産部農業経営課長 様

住所

氏名

ひょうご地域計画推進アドバイザー制度実施要領（令和5年3月3日付け農営第1552号通知）第8の規定に基づき、○年度におけるひょうご地域計画推進アドバイザーの活用実績について、下記のとおり報告します。

記

アドバイザー名	
地 域	
依頼日時・時間	
依頼内容	
特記事項	

(注意)

- ・アドバイザーに依頼した内容を簡潔に記載願います。
- ・活用実績が複数ある場合は、表を適宜追加する等全て記載願います。
- ・特記事項には感想や、アドバイザーに断られた場合の理由等を記載願います。